

茨木市市民ギャラリー運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市民への芸術文化の普及向上に資するため設置した茨木市市民ギャラリーの管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2 茨木市市民ギャラリーは、次に掲げる施設とする。

- (1) 茨木市福祉文化会館ギャラリー
- (2) 茨木市市民総合センターギャラリー

(展示品)

第3 茨木市市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）に展示することができる作品（以下「展示品」という。）は、日本画、洋画、彫塑、工芸、書道、写真その他の芸術的・文化的な作品とする。ただし、営利目的を有するもの、政治及び宗教活動に関するもの並びに公序良俗に反するものを除く。

(使用資格)

第4 ギャラリーを使用できるものは、市内に在住又は通勤若しくは通学する年齢15歳以上の者により構成された団体とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(展示、撤去等の方法)

第5 ギャラリーに展示品を搬入、展示、撤去又は搬出しようとするものは、茨木市福祉文化会館又は茨木市市民総合センターを管理する指定管理者の指示に従わなければならない。

(使用期間)

第6 ギャラリーの使用期間は、1回につき3か月を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用承認の申請)

第7 ギャラリーの使用の承認を受けようとするもの（第8第1項において「申請者」という。）は、茨木市市民ギャラリー使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の属する年の前年の4月1日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 第1項の申請に対する使用の承認の順位は、使用承認申請書を受け付けた順序による。ただし、受付開始日からその月の20日までの間に受け付けた申請については、抽選を行い、順位を決定する。

(使用の承認)

第8 第7第1項の規定による申請があったときは、市長は、その内容を審査し、適当と認めたものについて使用を承認し、申請者に対し茨木市市民ギャラリー使用承認書（様式第2号）を交付する。この場合において、市長は、必要な条件を付けることができる。

2 市長は、前項の規定による茨木市福祉文化会館ギャラリーの使用の承認に当たり、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市ギャラリー運営委員会の意見を聴くものとする。

（使用承認の制限）

第9 市長は、茨木市福祉文化会館又は茨木市市民総合センターの管理上支障があると認められるとき、又は特定の個人若しくは団体の宣伝のために利用する意図が明白であるとき、その他使用を不相当と認めたときは、使用を承認しない。

（使用承認の取消し等）

第10 次の各号のいずれかに該当するときは、市は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 使用の目的又は係員の指示に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により施設等が使用できなくなったとき。
- (3) 工事その他の都合により市長が特に必要と認めたとき。

（使用者の義務）

第11 使用の承認を受けたもの（第12において「使用者」という。）は、使用に係る施設及び附帯設備を善良な管理者の注意をもって管理し、使用を終了したときは、当該施設及び附帯設備を原状に回復しなければならない。

（利用上の注意）

第12 搬入、展示、撤去若しくは搬出中に使用者に生じた損害又は展示品の滅失若しくは損傷によって使用者に生じた損害については、市は、一切その責めを負わない。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか、ギャラリーの運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年8月1日から実施する。ただし、使用許可申請書及び使用許可書に係る部分は、平成元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年10月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市市民ギャラリー運営要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

申請者 団 体 名
代表者名
所 在 地
連絡先 担 当 者
電 話 番 号

茨木市市民ギャラリー使用承認申請書

次のとおり茨木市市民ギャラリーの使用を申請します。

- 1 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 使用する施設 福祉文化会館ギャラリー
市民総合センターギャラリー
- 3 展示計画書 別紙のとおり

茨木市市民ギャラリー使用承認書

申請者 団体名
代表者
所在地

年 月 日付け申請のあった茨木市市民ギャラリーの使用について、
次のとおり承認します。

年 月 日

茨 木 市 長

印

- 1 使用する施設
- 2 展示内容
- 3 使用期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 展示方法 展示品の搬入、展示、撤去及び搬出は、館を管理する指定管理者の係員（以下「係員」という。）の指示に従ってください。
- 5 販売の禁止 展示品その他の物を販売し、又は販売の予約等をすることを禁止します。
- 6 その他の条件 使用に係る施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を損傷しないよう十分注意し、使用を終了したときは、施設等を原状に戻してください。もし、施設等を損傷したときは、係員に申し出て、指示を受けてください。
- 7 注意事項 (1) 次のいずれかに該当するときは、この許可を取り消し、又は制限することがあります。
ア 使用の目的や係員の指示に違反したとき。
イ 災害その他の事故により施設等が使用できなくなったとき。
ウ 工事その他の都合により市長が特に必要と認めたとき。
(2) 展示品の搬入、展示、撤去又は搬出中に使用者に生じた損害や展示品の滅失、損傷によって使用者に生じた損害については、市は、その責めを負いません。